

〈論文〉

## 贈与税の補完税としての役割に関する考察 —贈与税の課税効果と補完性の経済分析—

中村 俊紀

**Abstract** In recent years, the rapid increase in wealth inequality is one of the most important problems as well as income disparity in Japan. The Gift tax is the complementary tax of inheritance tax, and these taxes have function as redistribution of property such as correction with tax payment amount.

The previous studies have analyzed the inequality of assets and incomes using the Gini coefficient. However, the analysis on the index with gift tax is not progressing.

Therefore, the purpose of this paper is to analyze redistribution effect and to clarify complementary elements with Gift tax on inheritance tax.

**キーワード:** 贈与税、補完税、相続税、資産再分配

### はじめに

贈与税は、相続税負担の回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率が設定されており、相続税の補完税として位置付けられている。しかし、わが国の資産移転課税の動向をみると、相続税は課税強化される一方で、贈与税は暦年課税の基礎控除や各種非課税項目の拡大など、近年では相続税負担を軽減する抜け穴となっている。このように、贈与税が本来持つ課税効果や補完税としての機能は薄れており、相続税と贈与税を一体とした議論を進める必要がある。

そこで、本稿では、贈与財産分布より贈与税の課税効果（資産平準化効果）を検証し、相続税と贈与税の補完性について考察することを目的としている。本稿の構成は次のとおりである。第1章では、贈与税の概要と課税状況を確認し、資産移転課税と資産格差について考察する。第2章では、贈与税の課税効果について、ジニ係数を用いて贈与財産の不平等度合いと資産平準化係数を推計する。第3章では、資産移転課税の課税価格と納付税額を用いることで、分配理論の観点から相続税と贈与税の補完性について考察する。最後に、相続税及び贈与税の今後の展開について政策提言を行うものとする。

## 1. 贈与税の概要と現状

### 1.1. 贈与税の概要

贈与税は、贈与による財産の移転を契機に、当該財産を課税物件とし、その移転または取得に着目して課される租税である。贈与税における「贈与」とは、一般的に民法の贈与と同意義に解され、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる（民法 549 条）」と定められている。また、贈与税の課税については相続税法に定められており、「贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する（相続税

法（以下、相法とする）第2条の2）」とし、「贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する（相法第21条）」とされている。

日本における贈与税の課税方式は、大別すると、暦年課税方式と相続時清算課税方式に分けられる。暦年課税制度とは、相続税と贈与税をそれぞれ個別の税目として計算する方法であり、一暦年ごと生前に贈与した財産に基づいて贈与税を計算する。一方、相続時清算課税制度は一生累積課税方式であり、相続税と贈与税が一体化された制度となっている。贈与税は原則として暦年課税制度を採用し、相続時精算課税制度を選択適用した場合、暦年課税の適用は受けられなくなる。

### 1.1.1. 贈与税の納税義務者

贈与税の納税義務者は相法第1条の4に規定される。同条第1項第1号において、贈与税の納税義務者は、「贈与により財産を取得した」個人で、「当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの」として規定されている。また、同条第1項第2号と3号は、上記の財産を取得した者で、財産を取得した時において、この法律の施行地に住所を有しないものについて規定している。一方で、相法第1条の3第1項第5号における、「贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人（前3号に掲げる者を除く。）」とは、贈与による受贈者側のことを指し、適用以後は相続時清算課税により贈与税が課せられる。以上、上記に掲げる者が相続税法に基づき贈与税を納める義務がある。

### 1.1.2. 贈与税の課税

#### (1) 暦年課税

相法第2条第2項は贈与税の課税財産について、「その者が相続又は贈与により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。」と定めており、相法第2条の2第1項では「その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する（相法第1条の4第1項第3号又は第4号に規定される者の財産は法律の施行地内にあるものに限る。以下、同じ。）」と規定されている。また、相法第21条及び第21条の2では、「贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する」とし、「贈与により財産を取得した者が、(…)、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする（ただし、相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年において当該相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で第19条の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、贈与税の課税価格に算入しない）」と定めている。以上の課税価格から、第21条の5及び第21条の6に規定される基礎控除と贈与税の配偶者控除の金額を控除した残額に、第21条の7に規定される贈与税の税率を乗じて贈与税の額を算出する。

#### (2) 相続時清算課税

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、特定贈与者ごとにその年中において贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額をもって、贈与税の課税価格とし（相法第21条の10）、特別控除額を差し引き（相法第21条の12）、超過した財産に対して一律20%の税率を掛けて、贈与税額を算出する（相法第21条の13）。これは、相続時にその贈与財産と相続財産を合算して（相法第21条の15）、計算した相続税額から既に納付した贈

与税相当額を控除し精算するという、相続税と贈与税を一体化した制度である。なお、相続時清算課税適用者は、当該特定贈与者からの贈与について暦年課税の適用を受けられなくなる。

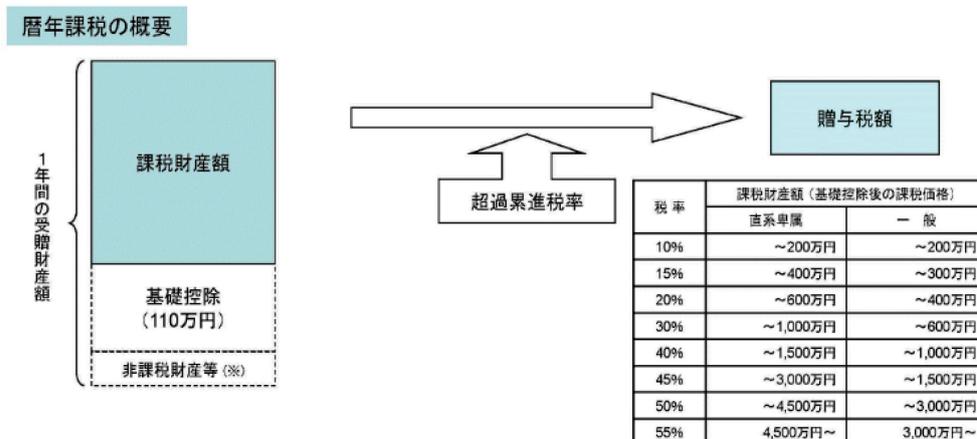
### 1.1.3. 暦年課税と相続時清算課税の比較

図1-1は暦年課税制度の仕組みである。暦年課税は、贈与財産の適用税率が6段階（10%から55%）の累進課税構造であるが、年間110万円の基礎控除額が設けられており、基礎控除額を超過した財産価額のみ課税される。つまり、暦年課税の基礎控除額の範囲内で資産移転することにより、課税を回避して生前贈与することが可能である<sup>1</sup>。

図1-2は相続時精算課税制度の仕組みである。相続時精算課税制度は、2500万円まで非課税枠が設けられているが、一生累積課税方式をとり、贈与者が死亡した場合には、贈与財産はすべて課税対象となる。非課税枠を超えた贈与財産に対して、一律20%で贈与税を課し、相続時に相続税から控除され清算される。また、特定贈与者からの贈与については暦年課税が適用不可であるが、それ以外の贈与者からの贈与財産には暦年課税を適用することが可能である。

両者を比較すると、暦年課税の場合、毎年110万円の基礎控除による非課税枠があり、相続税の課税価格への算入は3年以内の贈与財産である一方で、相続時精算課税の場合、すべての贈与財産が課税対象となる。したがって、相続税と贈与税を一体的に捉えると、資産移転の時期の選択によって贈与税の租税負担が異なるため、相続税制の中立性の観点から、暦年課税制度と相続時精算課税制度の見直しが必要である<sup>2</sup>。

図1-1 暦年課税制度の仕組み



(※) 扶養義務者相互間の生活費又は教育費に充てるための受贈財産  
婚姻期間が20年以上の配偶者から贈与を受ける居住用不動産(限度:2,000万円)等

(出所) 財務省「贈与税に関する資料」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e06.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm)

図1-2 相続時清算課税制度の仕組み

制度の仕組み		3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
贈与時	① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	<p>贈与額: 3,000万円 非課税枠: 2,500万円 税率: 20% 納付税額: 100万円</p>	納付税額 1,036万円
相続時	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	<p>贈与額: 3,000万円 相続額: 1,500万円 4,500万円 &lt; 基礎控除: 4,800万円 無税・贈与時の納付税額100万円は還付</p>	無税
		合計納税額	0円 / 1,036万円

○ 相続時精算課税制度を選択できる場合(暦年課税との選択制)

贈与者: 60歳以上の者

受贈者: 20歳以上の贈与者の直系卑属である推定相続人及び孫

(出所) 財務省「贈与税に関する資料」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e06.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm)

## 1.2. 資産移転課税と資産格差

経済のストック化が進展する中で、高齢世代における資産蓄積が顕著となり、金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。特に、高額所得者の資産形成において、遺産相続と生前贈与は経済格差を生み出す経路となっており、相続税・贈与税(資産移転課税)は経済格差の世代間継承を抑制する重要な役割を担っている。本節では、遺産相続や贈与がどのように資産格差に影響しているのかを確認し、日本の家計資産と資産移転課税の現状について考察する。

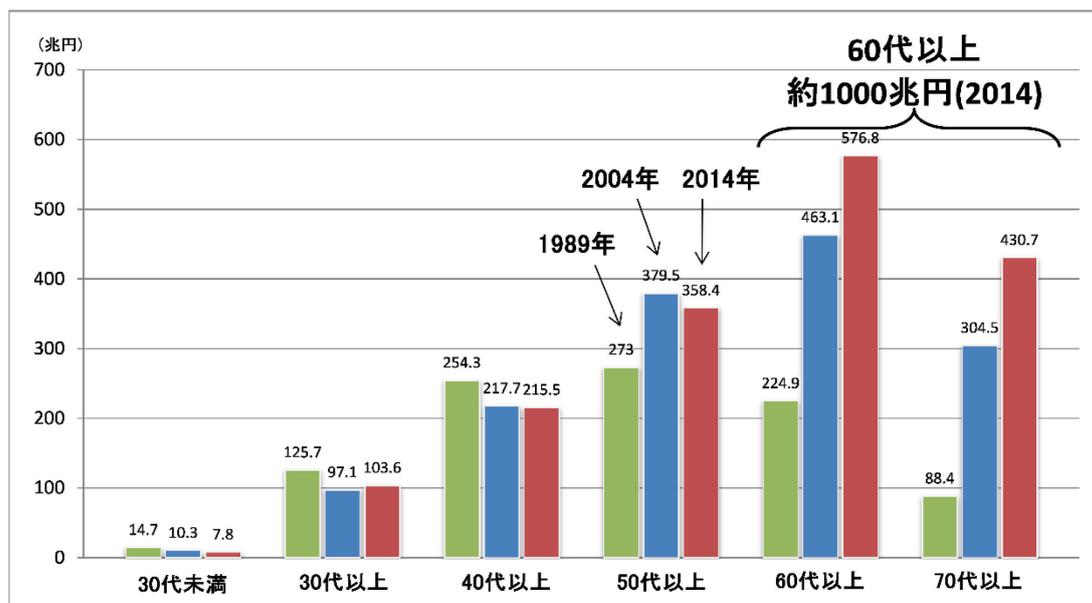
### 1.2.1 資産移転と資産格差

シャベル・シャープ勧告以降、相続税・贈与税は経済格差の次世代への継承を抑制し、資産格差を是正する重要な役割を担ってきた。資産はどのように蓄積され、経済格差や資産格差はどのように発生するのだろうか。資産蓄積の過程は、労働による資産蓄積と遺産相続や贈与による資産蓄積の2つがある。Atkinson (1971) と Oulton (1991) は、ライフサイクル理論により、イギリスの資産格差がどの程度説明されるかを検証した<sup>3</sup>。Oulton は賃金曲線や実現した投資利益率を考慮したとしても、ライフサイクル理論では、実際の資産格差の大部分を説明できないことを指摘している<sup>4</sup>。Kotlikoff and Summers (1981) は、アメリカの家計資産において「ライフサイクルによる貯蓄はわずか19%であり、世代間移転による蓄積(資産移転)が大部分を占めていること」<sup>5</sup>を示した。また、Stiglitz (1969) は、均斉成長経路における個人の資産保有状態から「平均よりも資産を持つ層の人々はより富んでいき、平均より資産を持たない層の人々はより貧しくなること」<sup>6</sup>を指摘している。さらに、ピケティ (2014) は、「過去に創出された富は、(…)、急速かつ自動的に増大する。これは過去に生み出された格差をはじめ、相続が持続的に資産格差に重大な影響を持つ」<sup>7</sup>と述べ、「相続社会」において累進的かつ高税率な相続税の必要性を説いている。このように、既存研究では、資産格差は相続と贈与フローの影響を大きく受けていることが確認されており、今後の日本でも大規模な遺産相続と生前贈与により資産格差が拡大する可能性がある。

### 1.2.2. 日本の家計資産の現状

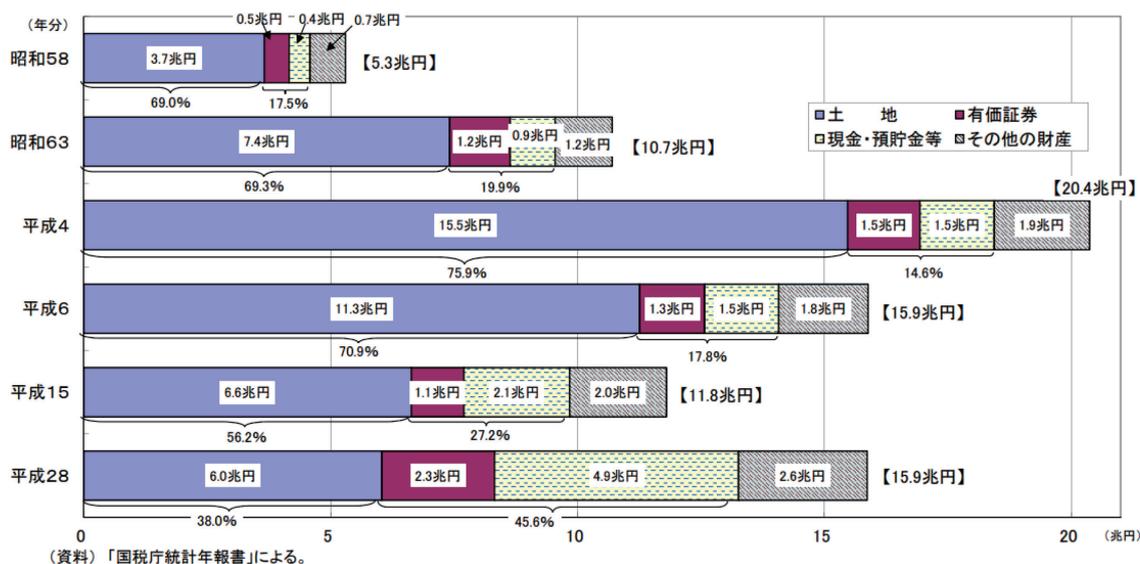
日本の家計資産の現状は次のとおりである。図 1-3 は、日本の年代別にみた金融資産の保有総額をまとめたものであり、現状として 65 歳以上が約 1000 兆円以上の金融資産を保有している。図 1-4 をみると、財産の構成比が土地などの不動産から流動性の高い現金預金等、に変化しており、今後約 1000 兆円の資産が相続と贈与のフローとして次世代に引き継がれる。税制調査会 (2010a) は、贈与税について、「高齢者層が保有する資産をより早期に次世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図るため、贈与税の緩和策を検討する必要がある。但し、贈与税は相続税の補完税であることや、贈与税の過度の緩和は若年層における世代内格差の拡大等につながることに留意が必要である」<sup>8</sup>とし、「近年、被相続人・相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。また、高齢化の進展や資産移転時期の高年齢化に伴い、高齢者が保有する資産の割合が高まってきており、家計が保有する資産が有効に活用されない要因の一つとなっている」<sup>9</sup>と指摘している。このように、税制調査会は、税制の中立性の観点から現行の贈与税制のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築を目指して議論を進めている<sup>10</sup>。

図 1-3 年代別金融資産保有総額



(出所) 第 25 回税制調査会「資産課税について」、財務省説明資料 (相続税・贈与税 1/5)、7 頁；日本銀行 (1989-2014) 『資金循環統計』；総務省 (1989-2014) 『全国消費実態調査』より筆者作成。

図1-4 資産種類別の財産価額の推移

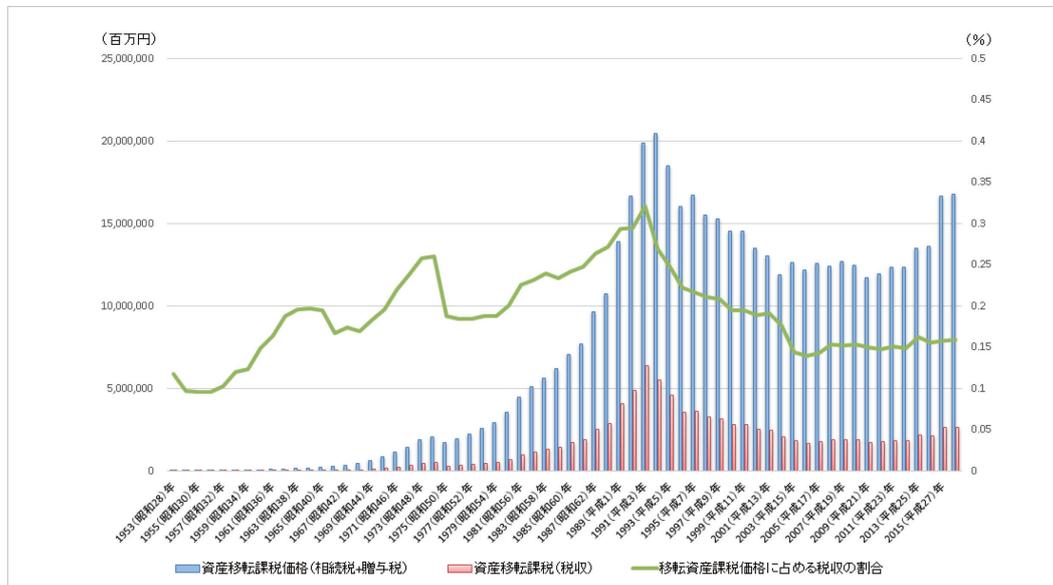


(出所) 財務省「説明資料：資産課税について」税制調査会第18回総会、資料2-1 ([http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/\\_icsFiles/afeldfile/2018/10/16/30zen18kai2-1.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/_icsFiles/afeldfile/2018/10/16/30zen18kai2-1.pdf))

### 1.2.3. 資産移転課税の課税状況

図1-5は、資産移転課税(相続税+贈与税)の課税価格と税収及び負担割合を表している。資産移転課税全体の構成割合としては、相続税が約9割を占め、贈与税は1割程度である。1975(昭和50)年に、租税の負担割合が大幅に下落しているが、これは一般的な負担の調整及び配偶者負担を軽減するため、基礎控除額の大幅な引き上げ及び配偶者税額控除の限度額の引き上げが行われていることによる。具体的には、遺産にかかる基礎控除の定額控除は600万円から2000万円へ、法定相続人数比例控除額は法定相続人一人当たり120万円から400万円へと大幅に引き上げられた。税制調査会(1974)は、「相続税の控除及び税率は昭和41年以来基本的な見直しが行われていないため、その後における地価及び一般的な物価水準の著しい上昇を反映して、相続税の負担は急激に増加している」<sup>11</sup>と指摘している。その後は、バブル経済を期に、資産移転課税価格の合計額は20兆円に達し、課税割合は3割を超えた。バブル崩壊後は、減税措置が講じられ、2000年以降の課税割合は約15%前後で推移している。最後に、平成25年度税制改正により、相続税の基礎控除額が引き下げられ、課税ベースが拡大した結果、課税価格は約3兆円増加し、税収も約5000億円増加した。

図1-5 資産移転課税における課税価格と税収の占める割合（1953-2016年）



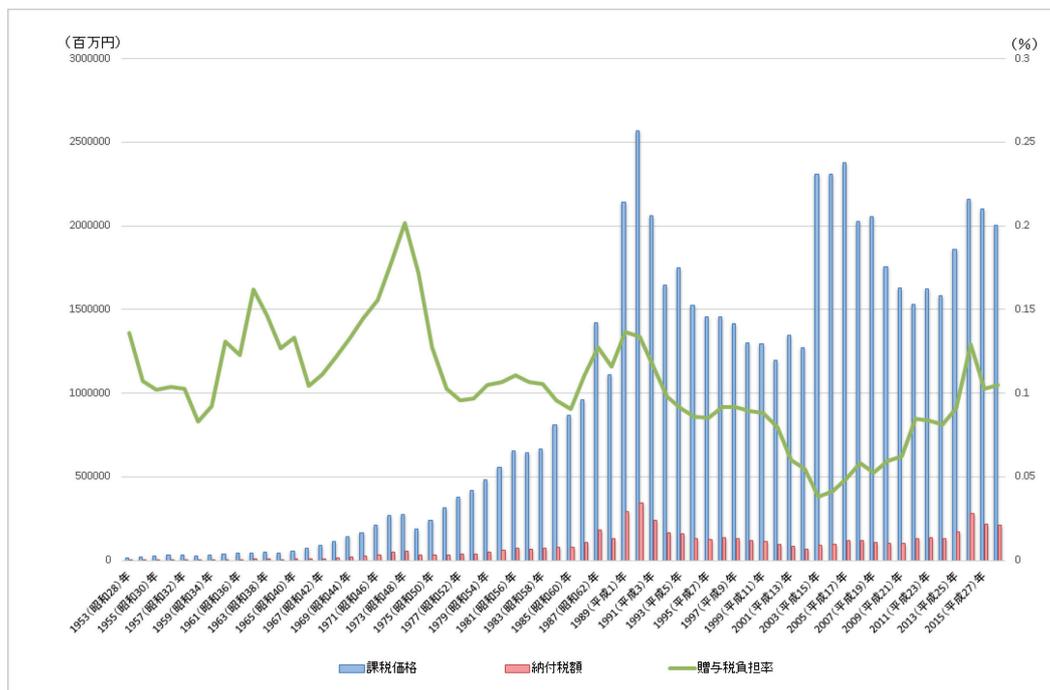
(出所) 国税庁（1953-2016）『国税庁統計年報』各年版の相続税決定額より筆者作成。  
 (注) 資産移転課税の課税価格及び税収→左目盛。国税に占める税収の割合→右目盛。

### 1.2.4. 贈与税の課税状況

図1-6は、贈与税の課税状況を表している。贈与税の課税価格はバブル期の約2兆5000億円をピークに一度減少したが、2003（平成15）年に相続時清算課税制度が創設されて以来、再び課税価格は上昇し、贈与による資産移転が加速していることが分かる。具体的には、2001（平成13）年度税制改正では、暦年課税の基礎控除額が60万円から110万円へと2倍近く引き上げられ、課税割合も5%まで低下した。その後、2003（平成15）年に相続時清算課税制度が創設され、贈与税の課税ベースと税率構造が見直されたことで、租税負担率はおよそ10%まで回復している。ただし、平成25年度から平成27年度までの税制改正により教育資金等、結婚・子育て資金は一括贈与により非課税とされ、贈与税の非課税項目は拡大し、更なる軽減措置が講じられている。

以上の税務統計では贈与税の課税価格は約2兆円であるが、北村（2019）は、資産の世代間移転が年間80兆円で、そのうち遺産相続が約50兆円、その差の生前贈与が約30兆円あると推計し、贈与の把握がほとんどなされていないことを指摘している<sup>12</sup>。また、國枝（2019）は、教育資金贈与等の非課税措置は、経済格差の世代間承継を強化するもので、特に孫への贈与の非課税は世代を飛び越した遺産移転として相続税制を骨抜きにすることを言及している<sup>13</sup>。

図1-6 贈与税の課税状況の推移 (1953-2016年)



(出所) 国税庁 (1953-2016) 『国税庁統計年報』各年版より筆者作成。

(注) 贈与財産の課税価格と相続税の納付税額→左目盛。(右) 贈与税負担率→右目盛。

### 1.3. 小括

贈与税の課税制度や課税状況の推移を概観し、相続や贈与が資産格差に与えている大きな影響と、資産移転課税による資産格差是正の重要性を確認した。しかし、2001年の基礎控除額引き上げや、2003年の相続時精算課税制度の創設などがあった一方で、2013年から2015年には非課税項目が拡大されるなど、贈与税の課税体系はより複雑化している<sup>14</sup>。さらに、贈与税の非課税項目の拡大は、高齢者世代内の資産格差を次世代に引き継ぐ可能性があり、贈与税が本来持つ補完税としての機能が低下していると考えられる。以下では、贈与財産分布より贈与税の課税効果を推計し、贈与税の補完機能について検証する。

## 2. 贈与税の課税効果の経済分析

贈与税は、相続税負担の回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、相続税の補完税として位置付けられている。贈与税の高い累進税率構造により生前贈与が抑制される一方で、この累進課税には資産分配を平準化する機能がある。この課税効果 (以下、資産平準化効果) はジニ係数の不平等尺度の改善度合いによりを推計することが可能である。本章では、贈与財産分布からジニ係数を計測し、贈与税の資産平準化係数を推計する。

### 2.1. 贈与税の課税効果の推計

相続税データを用いて推計したジニ係数の既存研究には、石 (1979)、朝日・並木 (2006)、澤 (2014) があり、贈与税の課税効果の研究は石 (1979) のみである。ジニ係数は所得の不平等度合の測定及び再分配効果の推計に用いられており、以下では Lambert and

Aronson (1993)、望月他 (2010) の既存研究を参照して、モデル式を定義する。

### 2.1.1. モデル

ジニ係数は、ローレンツ曲線 ( $L$ ) と均等分配線によって囲まれる領域の面積と均等分配線より下の領域の面積の比として表され、次のように定式化される。

$$\text{ジニ係数}(G_i) = 1 - 2 \int_0^1 L(x) dx \quad (1)$$

ジニ係数がとる値は  $0 \leq G_i \leq 1$  である。ジニ係数が 0 のときは、ローレンツ曲線が均等分配線に一致するような状態である。それは、各人の財産の分配が均一で、全く格差がない状態を表す。一方で、ジニ係数が 1 のときは、ローレンツ曲線が横軸に一致しており、1 つの階級が全ての相続及び贈与にかかる財産を独占している状態を示している<sup>15</sup>。

このとき、贈与財産の資産分配分布  $x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$  に対して、累進税率構造を持つ税制には、課税により資産分配分布を平準化する機能がある。つまり、課税後の資産分配分布は、 $y = (y_1, y_2, \dots, y_n)$  に変化し、課税後のジニ係数  $G_y$  が求められる<sup>16</sup>。したがって、課税効果の大小は、課税により資産分配がどの程度変化したか、つまり不平等度がどの程度改善されたかによって示される。そこで、課税前のジニ係数  $G_x$  と課税後のジニ係数  $G_y$  を比較して、その変化率を資産平準化係数  $\Psi_G$  とすると、

$$\Psi_G = \frac{G_x - G_y}{G_x} \quad (2)$$

と定式化される。以下では、贈与税の時系列データを用いて資産平準化係数を推計する。

### 2.1.2. 使用データ

ジニ係数の推計で使用するデータは、国税庁編『国税庁統計年報書』の「課税価格別階級」データである。「課税価格別階級」データには、価格階級別に課税価格・納付税額のデータがあり、そこから累積データを作成する。贈与財産について価格階級別の各課税価格総額、相対課税価格比率、累積課税価格総額、累積課税価格比率より、ジニ係数及び資産平準化係数を推計する。

### 2.1.3. 推計結果

表 2-1、図 2-1 は、ジニ係数及び資産平準化係数の推計結果である。分析期間は、日本の相続税体系が確立した 1958 (昭和 33) 年から 2016 (平成 28) 年までとし、税制改正を中心に期間を分けて分析を行う。第 1 期は 1958 (昭和 33) 年から 1974 (昭和 49) 年である。この時期は国民生活の安定を目指し、経済成長とともに基礎控除額の引き上げや配偶者控除の新設があった期間である。第 2 期は 1975 (昭和 50) 年から 1988 (昭和 63) 年の抜本的税制改革前までとする。この時期は、所得税などの直接税を中心とした課税体系の下で、1988 年の抜本的税制改革まで、大きな税制改正が行われなかった期間である。第 3 期は、抜本的税制改正後の 1989 (平成 1) 年から相続時精算課税制度が導入される前の 2002 (平成 14) 年までとする。第 4 期は、相続時精算課税制度導入後の 2003 (平成 15) 年から 2016

(平成 28) 年までとする。

### (1) 第 1 期 1958 (昭和 33) 年から 1974 (昭和 49) 年まで

第 1 期は高度経済成長を背景に、国会でも「所得倍増計画」が経済政策として打ち出され、この 10 数年で国民所得は 4 倍以上に増加した期間である。相続税では 1958 (昭和 33) 年から、現行の法定相続分課税方式が採用された。1964 (昭和 39) 年の税制改正では、基礎控除額が 40 万円に引き上げられたことで、ジニ係数が低下したと考えられる。税制調査会は、「贈与税の基礎控除については、財産の分割贈与が個人の自由な意思で行われることから、その引上げには問題があるとする意見もあつたが、(...)、現在の財産価額の状況からみてきわめて小額な贈与が大部分を占めている現状であり、(...)、相続税の遺産に係る基礎控除と関連して、この際、贈与税の基礎控除を引き上げることが適当」<sup>17</sup>であると認め、基礎控除額の引き上げを実施している。

一方で、1966 (昭和 41) 年に配偶者控除が新設されて以来、資産平準化係数は低下している。特に、1971 (昭和 46) 年と 1973 (昭和 48) 年の税制改正では、配偶者控除額が段階的に引き上げられ、贈与税の課税効果に影響を与えたと考えられる<sup>18</sup>。

以上より、第 1 期は、高度経済成長を背景に国民所得が大きく増加する中で、贈与の不平等度合いも高まり、ジニ係数も上昇傾向にあった。しかし、基礎控除額の引き上げと配偶者控除の新設は更なる贈与税の非課税枠を拡大させ、贈与税の課税効果を弱める一因となったといえる。

### (2) 第 2 期 1975 (昭和 50) 年から 1988 (昭和 63) 年まで

第 2 期は、日本経済が安定して成長した期間であり、国民所得が増加する中で、資産蓄積の格差が広がり、引き続きジニ係数が上昇した期間である。しかし、第 1 期と同様に、資産平準化係数はますます低下する推計結果となった。その要因の一つとして、1975 (昭和 50) 年の税制改正が考えられる<sup>19</sup>。基礎控除額は 40 万円から 60 万円に、配偶者控除額は 560 万円から 1000 万円に引き上げられ、贈与税が大幅に緩和されている。以後、資産平準化係数は 5% まで低下し、相続税の補完税としての機能が縮小した。

### (3) 第 3 期 1989 (平成 1) 年から 2002 (平成 14) 年まで

第 3 期は、抜本的改革により消費税が導入され、所得税などの直接税を中心とした課税体系から消費税を中心とした消費課税へと転換した時期である。同時に、この期間はバブル経済崩壊による経済不況から「失われた 10 年」と呼ばれ、経済格差の縮小に伴いジニ係数が低下している。1994 (平成 6) 年に、住宅取得資金による非課税枠は 500 万円から 1000 万円に、最上位階級の課税最低額は 7000 万円超から 1 億円に引き上げられ、地価高騰による相続税の緩和とともに贈与税も一部緩和されている。そして、最も大きな変化が見られたのは平成 13 年度税制改正である。2001 (平成 13) 年に「昭和 50 年以来据え置かれていた基礎控除の水準 (60 万円) を、(...)、平成 13 年度税制改正において大きく引き上げた (110 万円)」<sup>20</sup> ことにより、ジニ係数は大きく低下し、不平等度合いの改善が見られた。一方で、資産平準化係数は、経済不況の影響から、贈与税の課税効果はさらに縮小し、3% 台まで落ち込んでいる。

### (4) 第 4 期 2003 (平成 15) 年から 2016 (平成 28) 年まで

第 4 期は、2003 年 (平成 15) 年に相続時精算課税制度が創設され、高齢者世代から若年世代へ

の世代間資産移転が推進された時期である。平成 15 年度税制改正では、相続税と贈与税の一体課税による相続時精算課税制度が導入され、税率構造も 13 段階から 6 段階に簡素化された。最高税率は 50%に、最上位階級の課税最低額は 1000 万円超と、大幅に引き下げられている。相続時精算課税制度の導入に伴い、2500 万円の特別控除など贈与に関心が向けられ、贈与財産の課税価格合計額が急騰している（図 1-6 参照）。平成 15 年度税制改正以降、相続時精算課税制度による 2500 万円の特別控除や最高税率の引き下げが行われたが、課税ベースの拡大により、資産平準化係数は年々上昇し、1980 年の水準まで回復している。

## 2.2. 小括

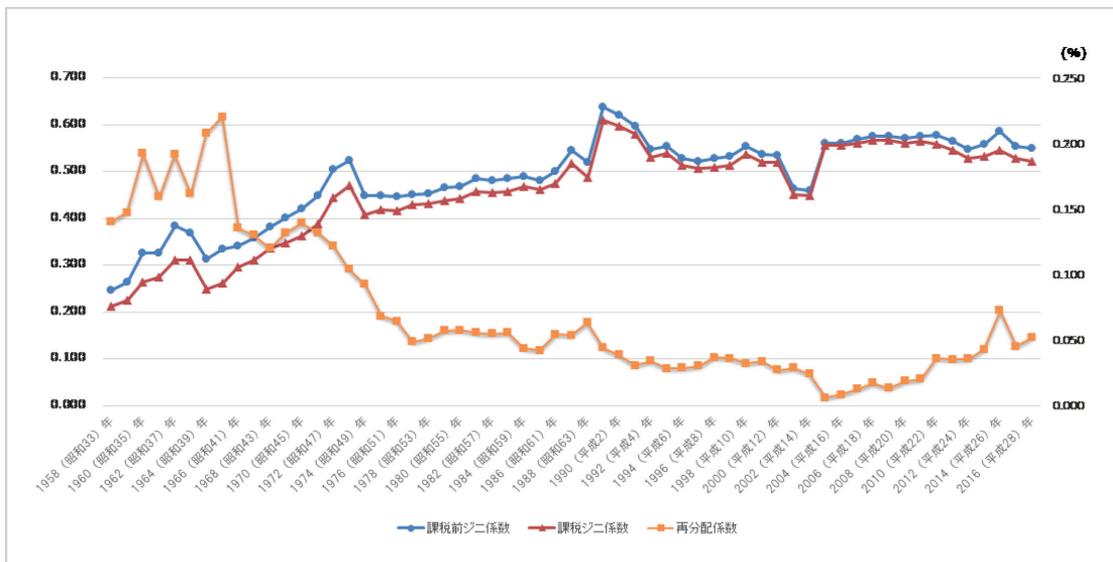
以上より、贈与税は相続税よりも高い税率を有しながらも、資産平準化係数をみると、全体的に低下傾向であり、特に贈与税の非課税措置により資産平準化効果は縮小している。贈与の行為自体は生前贈与と遺産相続の課税選択であり、同時に資産移転時期の選択でもある。つまり、財産の贈与者が合理的経済人ならば、暦年課税における基礎控除の非課税枠を活用することにより、生前贈与による租税回避行動を取るだろう。仮に、贈与税の租税負担が相続税よりもわずかに高ければ、彼らは生前贈与という選択をやめて、相続税制による遺産相続を選択するだろう。したがって、税制調査会が指摘するように、現行の贈与税制は課税の中立性に問題があり、かつ歪な課税体系により資産移転の機会すら喪失させていると考えられる。

表 2-1 ジニ係数による贈与税の資産平準化効果（1958-2016 年）

年度	課税前ジニ係数	課税後ジニ係数	再分配係数	年度	課税前ジニ係数	課税後ジニ係数	再分配係数
1958年	0.247	0.213	0.141	1989年	0.638	0.610	0.044
1959年	0.263	0.224	0.147	1990年	0.622	0.598	0.039
1960年	0.327	0.264	0.192	1991年	0.598	0.580	0.031
1961年	0.326	0.274	0.159	1992年	0.549	0.530	0.034
1962年	0.385	0.311	0.192	1993年	0.555	0.540	0.028
1963年	0.370	0.310	0.162	1994年	0.528	0.513	0.029
1964年	0.313	0.248	0.208	1995年	0.523	0.507	0.030
1965年	0.336	0.262	0.221	1996年	0.528	0.508	0.037
1966年	0.342	0.296	0.135	1997年	0.534	0.514	0.036
1967年	0.358	0.312	0.130	1998年	0.555	0.537	0.032
1968年	0.382	0.336	0.120	1999年	0.537	0.519	0.034
1969年	0.402	0.349	0.132	2000年	0.535	0.521	0.027
1970年	0.421	0.362	0.139	2001年	0.465	0.451	0.029
1971年	0.449	0.389	0.132	2002年	0.461	0.450	0.024
1972年	0.506	0.444	0.122	2003年	0.560	0.557	0.006
1973年	0.525	0.470	0.104	2004年	0.562	0.557	0.008
1974年	0.450	0.408	0.093	2005年	0.569	0.562	0.013
1975年	0.449	0.418	0.069	2006年	0.576	0.566	0.017
1976年	0.446	0.417	0.064	2007年	0.576	0.568	0.013
1977年	0.451	0.429	0.049	2008年	0.573	0.562	0.019
1978年	0.454	0.431	0.051	2009年	0.576	0.564	0.020
1979年	0.466	0.439	0.057	2010年	0.579	0.558	0.036
1980年	0.469	0.442	0.058	2011年	0.565	0.545	0.035
1981年	0.486	0.459	0.056	2012年	0.549	0.529	0.036
1982年	0.482	0.455	0.055	2013年	0.558	0.534	0.043
1983年	0.485	0.458	0.056	2014年	0.588	0.545	0.073
1984年	0.490	0.468	0.044	2015年	0.554	0.529	0.045
1985年	0.482	0.462	0.042	2016年	0.551	0.522	0.052
1986年	0.502	0.474	0.054				
1987年	0.547	0.517	0.054				
1988年	0.521	0.488	0.063				

（出所）国税庁編（1958-2016）『国税庁統計年報』各年度版より筆者作成。

図2-1 贈与税のジニ係数及び資産平準化効果 (1958-2016年)



(出所) 国税庁編 (1958-2016) 『国税庁統計年報』各年度版より筆者作成。

(注) 課税前ジニ係数と課税後ジニ係数→左目盛。資産の資産平準化係数→右目盛。

### 3. 相続税における贈与税の補完税としての役割に関する考察

#### 3.1. 贈与税の補完性に関する経済分析

前章では、贈与財産分布からジニ係数を推計し、贈与税の累進課税による資産平準化効果を明らかにした。本章では、相続税・贈与税 (資産移転課税) の課税価格と税収を用いて租税関数を定義し、贈与税の補完機能についての経済分析を試みる。

#### 3.2. モデル

ある時系列  $t$  期 ( $t = 1, 2, \dots, N$ ) の資産移転課税の課税価格  $P_i^{PT}$  は、相続税の課税価格  $P_i^{IH}$  と贈与税の課税価格  $P_i^G$  の合計額で表される。同様に、資産移転課税による税収  $T_i^{PT}$  は、相続税額  $T_i^{IH}$  と贈与税額  $T_i^G$  の合計額で表される。つまり、次のように定式化することができる。

$$P_i^{PT} = P_i^{IH} + P_i^G \tag{3}$$

$$T_i^{PT} = T_i^{IH} + T_i^G \tag{4}$$

このとき、相続税額及び贈与税額は、各課税価格からある分配率によって産出されるため、次のように式を変形できる。

$$T_i^{IH} = (P_i^{IH})^\alpha \tag{5}$$

$$T_i^G = (P_i^G)^\beta \tag{6}$$

$$T_i^{PT} = (P_i^{IH})^\alpha + (P_i^G)^\beta \tag{7}$$

また、 $t$ 期における分配率  $\alpha$ 、 $\beta$  は、(5) と (6) の式を対数化することで算出される。

$$\begin{aligned} \ln T_i^{IH} &= \ln(P_i^{IH})^\alpha \\ \therefore \alpha &= \frac{\ln P_i^{IH}}{\ln T_i^{IH}} \end{aligned} \quad (8)$$

同様に、

$$\therefore \beta = \frac{\ln P_i^G}{\ln T_i^G} \quad (9)$$

さらに、これら分配率の比率は相続税と贈与税の租税負担率を対数化した推計値の比率として示され、

$$\varepsilon = \frac{\beta}{\alpha} = \frac{\frac{\ln P_i^G}{\ln T_i^G}}{\frac{\ln P_i^{IH}}{\ln T_i^{IH}}} = \frac{\ln P_i^G \ln T_i^{IH}}{\ln P_i^{IH} \ln T_i^G} \quad (10)$$

となる。 $\alpha > \beta$ のとき、相続税の課税価格にかかる分配率 ( $\alpha$ ) は、贈与税の課税価格にかかる分配率 ( $\beta$ ) よりも大きい状態にある。つまり、それは贈与税の負担が相続税の負担よりも小さい状態にあるため、相続税を補完しきれていないことを意味する。一方で、 $\alpha \leq \beta$ のとき、贈与税の分配率は相続税の分配率と等しい、もしくは、贈与税の分配率のほうが高いため、相続税の補完税としての機能を果たしているといえる。

ところで、資産移転課税による税収  $T_i^{PT}$  は、資産移転課税の課税価格の合計額から、次式のように示すことができる。

$$\begin{aligned} T_i^{PT} &= (P_i^{PT})^\gamma \\ \ln T_i^{PT} &= \gamma \times \ln P_i^{PT} \\ \gamma &= \frac{\ln T_i^{PT}}{\ln P_i^{PT}} \end{aligned} \quad (11)$$

このとき、分配率  $\gamma$  は、資産移転課税の課税価格のうち、どの程度税収が生み出されたかを表している。ここで、 $\alpha$ を固定し、 $\beta$ と $\gamma$ を比較すると、 $\beta \geq \gamma$ のときに、補完性を示す  $\varepsilon$ が1以上の値をとるため、贈与税は相続税の補完税として機能していると解釈される。以下、推計結果である。

### 3.3. 推計結果

図3-1は相続税負担率と贈与税負担率の推移を表している。相続税と贈与税の補完性は相続税負担率と贈与税負担率の比率で示されるが、この比率は租税関数を対数化して分配率に変形することにより、図3-2として図示される。

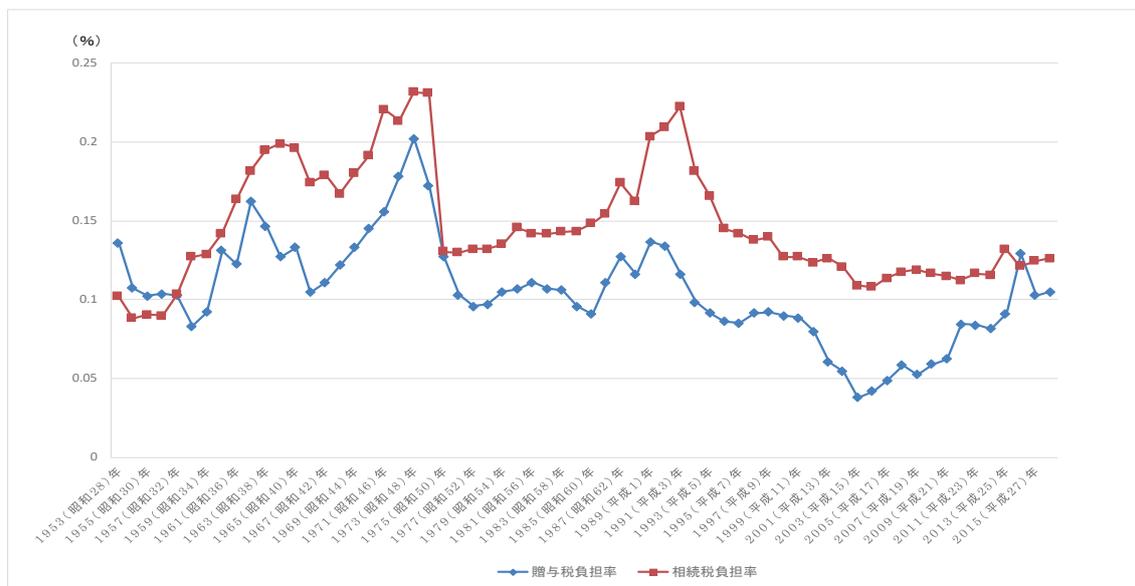
1953年から1957年まで贈与税負担率が相続税負担率よりも高く、 $\varepsilon \geq 1$ の状態であり、贈与税は相続税の補完的な役割を果たしていた。しかし、それ以降、贈与税は相続税よりも租税負担率が低いまま推移している。さらに、2001年の税制改正による基礎控除額引き上げの影響から、2003年の贈与税負担率は5%を下回った。その後、2003年度税制改正では、

相続時清算課税制度を導入し課税ベースを拡大させる一方で、最高税率を 50%まで引き下げ、税率構造をフラットにした結果、贈与税負担率は 10%前後まで回復した。しかし、補完率  $\varepsilon$  は 1 の値を超えることなく推移している。

### 3.4. 小括

推計結果より、贈与税は相続税よりも租税負担率が小さく、1958 年以降、補完率  $\varepsilon$  が 1 の値を超えていないことがわかった。これまで贈与税は相続税の補完税として位置付けられてきたが、現状では贈与税の累進税率構造が機能せず、これは相続税負担を軽減させる抜け穴となっている。したがって、アメリカ、フランス、ドイツのように贈与税を累積課税制度に一本化して、生涯の税負担が一定となるように贈与税を含めて相続税制を設計することが望ましいといえる。

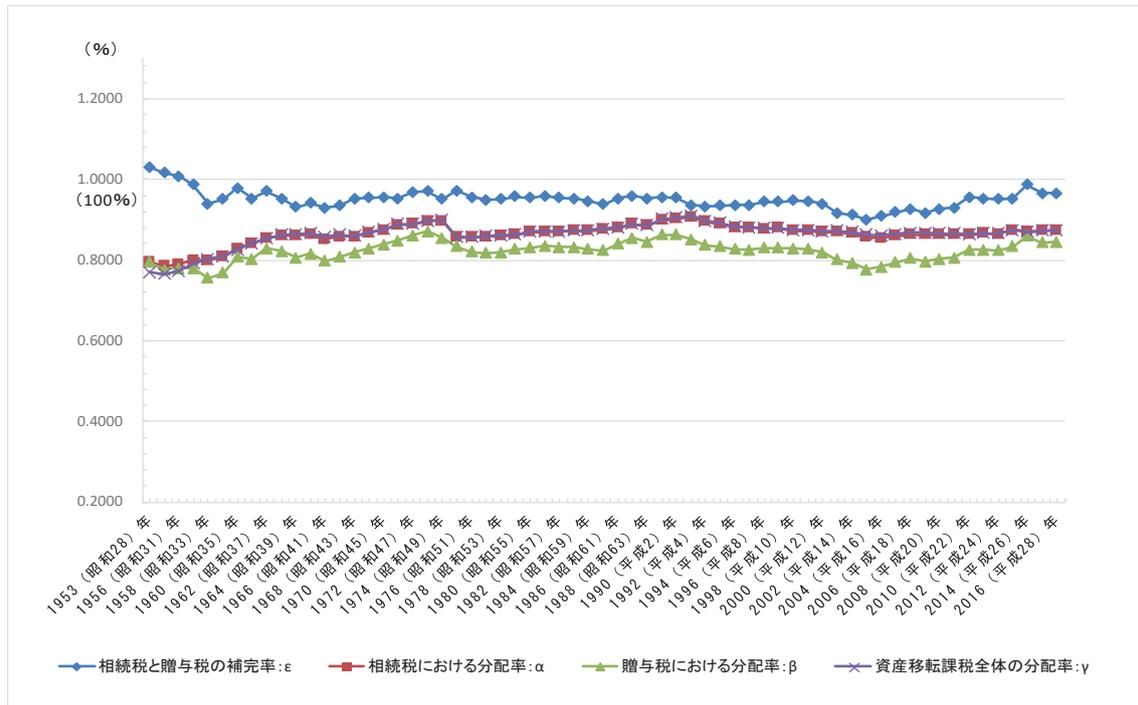
図 3-1 相続税負担率と贈与税負担率の推移 (1953 年から 2016 年)



(出所) 国税庁「国税庁統計年報 長期時系列データ」より筆者作成。

(注) 贈与税負担率、相続税負担率→左目盛は百分率で表示。

図 3-2 相続税における贈与税の補完率の推移 ( $\varepsilon, \alpha, \beta, \gamma$ ) (1953 年から 2016 年)



(出所) 国税庁「国税庁統計年報 長期時系列データ」より筆者作成。

(注) 相続税と贈与税の補完率： $\varepsilon$ 、相続税における分配率： $\alpha$ 、贈与税における分配率： $\beta$ 、資産移転価格合計額の分配率： $\gamma$  →左は百分率で表示。

### おわりに

本稿では、贈与税の課税効果を推計し、相続税における贈与税の補完性について経済分析を行った。そこで明らかになったことは以下の 2 点である。第一に、贈与税は相続税よりも高い税率が設定されているが、贈与税の資産平準化係数は全期間を通じて低下傾向にあり、その要因として、贈与財産に対して累進税率構造が機能していないことや非課税措置により課税効果が弱まっていることが分かった。仮に、贈与税の課税効果を引き上げるならば、課税最低額の税率の引き上げ、もしくは基礎控除額の引き下げによる課税ベースの拡大が望ましい政策である。

第二に、贈与税は相続税の補完税として機能していないことが推計結果より示された。前述の累進税率構造が機能していないことに加え、贈与税制の暦年課税と相続時清算課税の選択適用により、非課税による課税ベースの浸食が起きていることが、その理由として挙げられる。暦年課税の場合、一暦年ごとに 110 万円の非課税枠があり、その後、住宅資金取得贈与の受贈者や相続時清算課税適格者への移行は可能である。しかし、相続時清算課税制度を一度選択すると、暦年課税に戻すことができないため、資産移転の時期選択による租税負担の歪みが生じ、生涯の税負担が一定ではないことが問題点として挙げられる。

以上を勘案すると、暦年課税制度と相続時清算課税制度の選択適用は、贈与税制の課税体系の歪みを生じさせていることが分かる。したがって、政策提言としては、現行の暦年課税制度を廃止して、相続税と贈与税を一体化させた一生累積課税制度を導入することが、資産移転課税として最も望ましい課税体系であると考えられる。実際、シャープ勧告時に、累積

課税制度は最も理論的かつ中立的な税制として評価され、日本でも昭和 25 年に一旦導入されたが、財産管理などの税務執行上の理由から、わずか 3 年で廃止された。現在、アメリカ、フランス、ドイツなどの欧米諸国では、累積課税制度がすでに導入されている。例えば、アメリカでは、一生累積課税制度により生涯の資産移転額に対する累進課税が行われている。また、フランスでは 15 年間、ドイツでは 10 年間の期間を設け、その間の累積贈与額と相続財産額を一体化させて累進課税を行う一定期間累積課税制度が導入されている。

日本でも、相続時精算課税制度の創設時に、累積課税制度を導入することが議論された。しかしながら、財産の長期管理システムの構築、税務当局の IT 化の推進、納税者番号制度の導入など、環境整備の観点から、完全な形で実施することができないと判断され、累積課税制度の代わりに相続時精算課税制度が導入された経緯がある。このような歴史的な背景と現在の状況を踏まえると、近年、税務当局の IT 化は急速に進み、かつマイナンバー制度（納税者番号制度）が導入された今、残る課題は財産の長期管理システムの構築のみと考えられる。今後、相続税制と贈与税制において中立的な税制を目指す上で、これらの一本化の議論は必要不可欠であり、日本の資産移転課税は大きな変革期を迎えている。

最後に、本稿の課題を挙げて結びとする。本稿の分析では、税務統計として最も信頼しうる国税庁の統計データを使用したが、北村 (2019) が指摘するように、生前贈与のフローは約 30 兆円あり、税務統計では補足できない贈与データも数多く存在する。したがって、贈与税の経済分析としてはデータが不十分であることは否めない。また、税制改正により贈与税の非課税項目は複数存在しているが、時間的な制約上、非課税項目に関する分析を十分に行うことができなかった。本稿で十分に研究できなかった側面は今後の研究課題としたい。

## 注

- 1 贈与者が死亡した場合、死亡前 3 年以内の贈与財産は相続税の対象となる。
- 2 税制調査会(2019), 13-14 頁.相続時精算課税の場合、資産移転の時期の選択によらず税負担は一定となる。すでにアメリカでは一生累積課税制度が採用されており、生涯の資産移転額に対して累進課税を行っている。また、フランスでは 15 年間、ドイツでは 10 年間の期間を設け、その間の累積贈与額と相続財産額を一体化させようと累進課税を行う制度を導入している。
- 3 Atkinson, A. B. (1971), pp239-254.
- 4 Oulton, N. (1976), pp.86-101.
- 5 Kotlikoff, Laurence J. and L. H. Summers (1981), pp.706-732.
- 6 Stiglitz, J. E. (1969), p.389.
- 7 ピケティ, T. (2014), 251 頁. (筆者加筆修正)
- 8 税制調査会(2010a), 9 頁.
- 9 税制調査会(2010a), 12 頁.
- 10 税制調査会(2019), 13-14 頁.
- 11 税制調査会(1974), 5 頁.
- 12 北村(2019), 16-18 頁.
- 13 國枝(2019), 56-64 頁.
- 14 Harvey S. Rosen and Ted Gayer(2014), p.489. 資産を提供する者の行動によって資産移転課税は大きな影響を受けるとし、教育資金について「親が富裕者の場合、相続・遺贈によりそのまま子に財産を提供するか、子どもの教育等に資産を使うかによってその影響は異なり、前者は資産の移転により課税されるが、後者は人的資本という形で富を蓄積させながらも課税されない」と指摘している。
- 15 Lambert, P. J. and J. Richard Aronson(1993), pp.1221-1227.
- 16 課税後の資産分配分布  $y = (y_1, y_2, \dots, y_n)$  は、課税前の資産分配分布  $x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$  から贈与税の納付税額  $T = (T_1, T_2, \dots, T_n)$  を差し引き、課税後のジニ係数  $G_y$  が算出される。
- 17 税制調査会(1963), 55-57 頁.

<sup>18</sup> 配偶者控除額は、昭和 41 年度税制改正では 160 万円、昭和 46 年度税制改正では 360 万円、昭和 48 年度税制改正では 560 万円である。

<sup>19</sup> 1975 年の贈与財産データのみ贈与税収の推計データに異なる指標が使用されている。したがって、1975 年は欠損値として取り扱い、3 年間の平均代入法により処理した。

<sup>20</sup> 税制調査会(2001), 13 頁。

## 参考文献

- Atkinson.A.B. (1971), “Capital taxes, the Redistribution of Wealth, and Individual Life-cycle”, *Oxford Economic papers*, Vol.23, No.2, pp.239-254.
- Harvey S. Rosen and Ted Gayer (2014), *Public Finance*, Global ed of 10th revised, McGraw Hill Higher Education, p.489.
- Ishi, Hiromitsu (2001), *The Japanese Tax system*, Third edition, Oxford University Press.
- Kotlikoff, Laurence. J. and Summers, L. H (1981), “The Role of Intergenerational Transfer in Aggregate Capital Accumulation”, *Journal of Political Economy*, Vol.90, No.4, pp.706-732.
- Oulton, N. (1976), “Inheritance and the Distribution of Wealth”, *Oxford Economic Papers*, Vol.28, No.1, pp.86-101.
- Peter J. Lambert and J. Richard Aronson (1993), “Inequality Decomposition Analysis and the Gini Coefficient Revisited”, *The Economic Journal*, Vol. 103, No. 420, pp.1221-1227.
- Stiglitz, J. E. (1969), “Distribution of Income and Wealth among Individuals”, *Econometrica*, Vol.37, No.3, pp.382-397.
- Theil, H. (1967), *Economics and Information Theory*, Rand McNally & Company - Chicago.
- 朝日譲治・並木愛 (2006) 「相続税と資産格差是正効果」『明海大学 経済学論集』Vol.18, No.1, 51-61 頁.
- 麻生良文 (1998) 「相続を通じた世代間移転」『経済研究』一橋大学経済研究所, 第 49 卷, 第 4 号, 289-296 頁.
- 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里 (1999) 「日本の所得課税を振り返る」『フィナンシャル・レビュー』第 50 号, 29-92 頁.
- 石弘光 (1979) 『租税政策の効果 数量的接近』東洋経済新報社.
- 北村行伸 (2019) 「世代間資産移転の実態と政策課題」『個人金融』郵便貯金振興会, 第 14 卷, 第 1 号, 13-22 頁.
- 國枝繁樹 (1989) 「少子高齢化社会における相続税制のあり方」『個人金融』郵便貯金振興会, 第 14 卷, 第 1 号, 56-65 頁.
- 国税庁編 (1958-2017) 『国税庁統計年報書』.
- 澤惣一郎 (2014) 「相続税法の諸問題」, 関西大学経済学研究科修士論文, (<http://www2.itc.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/PDF/sawa2014.pdf>.)
- 野口悠紀雄 (2002) 「相続税の果たすべき役割」『税研』102 号, 42-46 頁.
- 早見弘 (1969) 「相続税の再分配効果」『一橋論叢』日本評論社, 第 62 卷, 第 6 号, 702-715 頁.

ピケティ, T. (2014) 『21世紀の資本』 山形浩生・守岡桜・森本正史訳, みすず書房.  
望月正光・野村容康・深江敬志 (2010) 『所得税の実証分析 基幹税の再生を目指して』 日本経済評論社.

### 参考資料

- 財務省「贈与税に関する資料」 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e06.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm).
- 税制調査会 (1963) 「昭和 39 年度の税制改正に関する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明」.
- 税制調査会 (1965) 「昭和 41 年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明」.
- 税制調査会 (1969) 「昭和 46 年度の税制改正に関する答申」.
- 税制調査会 (1973) 「昭和 48 年度の税制改正に関する答申」.
- 税制調査会 (1974) 「昭和 50 年度の税制改正に関する答申」.
- 税制調査会 (1986) 「税制の抜本の見直しについての答申」.
- 税制調査会 (1988) 「税制改革についての中間答申」.
- 税制調査会 (1993) 「今後の税制のあり方についての答申」.
- 税制調査会 (2000a) 「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」.
- 税制調査会 (2000b) 「平成 13 年度の税制改正に関する答申」.
- 税制調査会 (2001) 「平成 14 年度の税制改正に関する答申」.
- 税制調査会 (2002) 「あるべき税制の構築に向けた基本方針」.
- 税制調査会 (2007) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」.
- 税制調査会 (2008) 「平成 21 年度の税制改正に関する答申」.
- 税制調査会 (2009) 「平成 22 年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—」.
- 税制調査会 (2010a) 「「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告」.
- 税制調査会 (2010b) 「23 年度税制改正大綱」.
- 税制調査会 (2011) 「社会保障改革案に対する意見」.
- 税制調査会 (2012) 「平成 24 年度税制改正大綱」.
- 税制調査会 (2013) 「平成 25 年度税制改正大綱」.
- 税制審議会 (2014) 「贈与税の機能と資産課税における役割について」.
- 税制調査会 (2015) 「平成 27 年度税制改正大綱」.
- 税制調査会 (2019) 「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」.

中村 俊紀 (なかむら としき) 東京通信大学 情報マネジメント学部 特任研究員